

第5-18表 最低賃金制度

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms

	日本 ¹⁾	アメリカ	
		連邦最低賃金	州別最低賃金
根拠法	最低賃金法(1959年)	公正労働基準法	各州法
決定方式	審議会(労・使・公益で構成)方式	議会決定方式	議会決定方式、審議会方式の併用等
	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、一定の事業、職業又は地域について必要があると認めるときに、最低賃金審議会に調査審議を求めその意見を尊重して決定。 地域別最低賃金と特定最低賃金がある。地域別最低賃金は47都道府県別に設定。特定最低賃金は特定の産業に設定され、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金よりも金額水準が高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定(全国で235件設定、適用使用者10万人、適用労働者316万人。2016年3月31日現在)。 	連邦最低賃金は公正労働基準法で直接額を規定。一定期間毎に見直す等の定めはない。州最低賃金は州法によるものと審議会が決定するものがある。また、州によって最低賃金の定めがないところもあるほか、チップを受け取る労働者の最低賃金は低額にされる。	
設定方式	<ul style="list-style-type: none"> 地域別(都道府県別) 特定(産業別)最低賃金(全国または都道府県別かつ産業別) 	全国一律	州内一律(一部、条例等により市・郡に独自の最低賃金がある)
最低賃金額	<地域別> 823円/時間 (全国加重平均、2016年10月発効、都道府県により発効日は異なる)	5.85ドル/時間 (2007年7月24日～) 6.55ドル/時間 (2008年7月24日～) 7.25ドル/時間 (2009年7月24日～)	5.15ドル/時間 (ジョージア、ワイオミング) ～11.50ドル/時間 (最高額コロンビア特別区) アラバマ、ルイジアナ、ミシシッピ、サウス・カロライナ、テネシーの各州には州別最低賃金がない。 (2017年2月現在)
適用対象	特に限定なし	年商50万ドル以上の企業あるいは州際通商及び州際通商のための物品生産に従事する企業等	州によっては、小規模の小売業・サービス業等を適用除外

5 賃金・労働費用

第5-18表 最低賃金制度（続き）

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	イギリス	ドイツ	フランス	
			SMIC(Salaire minimum interprofessionnel de croissance)	労働協約 拡張方式
根拠法	最低賃金法(1998)	最低賃金法(MiLoG)(2015)	労働法典(1950及び1970改正)	労働法典
決定方式	審議会方式 最低賃金額は使用者団体、労働組合、公益の各代表で構成される低賃金委員会の勧告を踏まえて決定され、最低賃金法施行規則に定められる。	審議会方式 ・定期的に見直しを行う(2017年以降、2年毎に改訂) ・最低賃金額は使用者団体、労働組合の各代表(アドバイザーとして学識代表も参加)で構成される最低賃金委員会の勧告を踏まえて、政府が決定する。	審議会方式(最低賃金額に関する最終的な決定は、政府が行う) (定時改定方式) 消費者物価上昇率とブルーカラー実質賃金上昇率の半分を加味した引き上げ案をもとに、全国団体交渉委員会の賃金給与小委員会の意見を参考にして毎年7月1日付けで金額を改定。 (物価スライド方式) 消費者物価指数が前回の金額改定の水準より2%以上上昇した場合、指数の上昇分だけ金額を改定。	労働協約 拡張方式 協約当事者の交渉による。
設定方式	全国一律	全国一律 (但し、産別最低賃金が法定最低賃金を上回る場合には産別最低賃金が適用される)	全国一律	地域・業種別
最低賃金額	一般(25歳以上): 7.20ポンド/時間 (2016年4月～)	8.84ユーロ/時間 (2017年1月1日～)	9.76ユーロ/時間 (2017年1月1日～) 2008年12年の法改正により、2010年以降SMICの改定は毎年1月に実施	各労働協約による
適用対象	特に限定なし	特に限定なし	フランス本土、海外県及び海外領土のSaint-Pierre-et-Miquelon	一定の地域内の業種

	日本 ¹⁾	アメリカ	
		連邦最低賃金	州別最低賃金
適用除外又は減額措置の対象となる労働者	<p>[減額特例] 都道府県労働局長の許可を受けることにより減額適用。</p> <p>(1) 精神または身体の障害により著しく労働能力が低い者 (2) 試用期間中の者 (3) 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうちの一定の者 (4) 軽易な業務に従事する者 (5) 断続的労働に従事する者</p>	<p>[適用除外] ・ 管理職、専門職等 ・ 小規模従業者等</p> <p>[減額措置] ・ 20歳未満の労働者(雇い始めから90日間) ・ 障害者 ・ チップを得る従業員 ・ 学生 20歳未満の者については最初の90日間は4.25ドル(時間)。チップ収入のある者については、使用者が支払うべき最低賃金は2.13ドル(但しチップと合わせた収入が連邦最低賃金額に満たない場合にはその差額を保障しなければならない)</p>	州により異なる。
影響率等	影響率9.0%(2015年度厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」より)('影響率'とは地域別最低賃金額を改正した後に改正後の最低賃金額を下回ることになる労働者割合のこと)	被用者の2.7%(2009年)	—
罰則等	<p>(1) 地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、50万円以下の罰金(最低賃金法) (2) 特定(産業別)最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、30万円以下の罰金(労働基準法)</p>	故意の違反については1件当たり10,000ドル以下の罰金。違反が繰り返される場合、従業員1人当たり1,100ドル以下の行政上の制裁金	州により異なる。
ILO条約批准状況	第26号条約(1971批准) 第131号条約(1971批准)	第26号条約、第131号条約ともに批准せず。	
労働協約拡張適用制度	あり	なし	

資料出所 日本:厚生労働省ウェブサイト

アメリカ:連邦労働省・労働統計局各ウェブサイト

(注) 1) 日本は2007年11月28日に改正最低賃金法が成立(2008年7月1日施行)。この改正により、地域別最低賃金決定の際考慮する労働者の生計費は、生活保護に係る施策との整合性に配慮すること、労働協約拡張方式の廃止、特定最低賃金の創設、不払いに係わる罰金の引上げ(上限50万円)が定められた。

5 賃金・労働費用

第5-18表 最低賃金制度（続き）

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	イギリス	ドイツ	フランス	
			SMIC	労働協約 拡張方式
適用除外 又は減額 措置の対 象となる 労働者	<p>[適用除外]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自営業者 ・ 学生の一部 ・ 軍人、漁師の一部等 <p>[減額措置]</p> <p>16～24歳</p> <p>21～24歳： 6.70ポンド/時，</p> <p>18～20歳： 5.30ポンド/時，</p> <p>16～17歳： 3.87ポンド/時，</p> <p>アプレンティスシップ (養成訓練)参加者 で，19歳未満，または 19歳以上で参加から1 年未満の者は3.30ポ ンド/時</p>	<p>[適用除外]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未成年者(18歳未満)， 職業訓練実習生の一 部，長期失業者の就職 時(開始から6か月)等 	<p>[適用除外]</p> <p>労働時間を把握することが できない労働者(訪問販売 員などの一部)</p> <p>[減額措置]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳未満 ・ 見習訓練生，研修生等 <p>17歳:10%減， 17歳未満:20%減， (但し，6か月以上勤務で 減額措置なし) 職業訓練生，若年の各種 雇用援助措置を受けてい る者:22～75%減</p>	—
影響率等	約150～160万人 (2016年)	約370万人 (2014年時予想)	全被用者の10.5%(160万 人) (2016年1月)	—
罰則等	未払い分の賃金の 200%(労働者一人につ き2万ポンド以下)の罰 金，違反雇用主名の公 表	最高50万ユーロの罰金，公 共調達からの除外があり得 る。	労働者一人につき1,500 ユーロ以下の罰金 (再犯は3,000ユーロ以下)	労働者一 人につ き，罰金 750ユーロ 以下
ILO条約 批准状況	第26号条約，第131号条 約ともに批准せず。	第26号条約(1929批准) 第131号条約は批准せず。	第26号条約(1930批准) 第131号条約(1972批准)	
労働協約 拡張適用 制度			あり	

資料出所 イギリス: Gov.ukウェブサイト
ドイツ: 連邦政府広報，連邦労働社会省ウェブサイト
フランス: 労働省ウェブサイト等

	カナダ	オランダ	ベルギー	ギリシャ	スペイン
最低賃金額	10.50 ～ 13.00 カナダドル/時 (2016年10月1日) 各州・準州が設定した最低賃金と連邦最低賃金が同額	1,537.20/月 354.75/週 70.95/日 (通貨:ユーロ) (2016年7月～, 上記金額は23歳以上の者)	1,531.93 ユーロ/月 (2017年1月～, 上記金額は21歳以上のフルタイム労働者)	683.76 ユーロ/月 (2012年7月以降据え置き)	764.40 ユーロ/月 (2016年1月～) (14か月分の賃金支払いを前提に設定される額(2016年は655.20ユーロ/月)を, 12か月換算したもの)
改定	毎年4月1日に改定(ノバスコシア州, ヌナブト準州, ユーコン準州)。毎年10月1日に改定(アルバータ州, オンタリオ州, プリンスエドワードアイランド州, サスカチュワン州)。毎年9月15日に改定(ブリティッシュ・コロンビア州)。	年2回(1月1日及び7月1日)改定。最賃額改定は原則, 協約賃金の平均上昇率を反映させている。	通常2年に1度の中央協定により改定(法的拘束力のある中央協定)。その間も消費者物価の上昇により改定。	通常2年に1度中央協定により改定(法的拘束力のある中央協定)。だが経済情勢の悪化によって2012年7月にそれまでの876.62ユーロから683.76ユーロに引き下げられ, 以降据え置かれている。	基本的に毎年労使との協議を経て物価動向, 経済状況を勘案し法令によって改定。なお, 一般的にはより高い水準の職種ごとの最低賃金が労働協約により定められている。
影響率等	全雇用者の約8%(2015年)	全雇用者の4%(2005年)	—	—	全雇用者の1～3%(2005年末)
適用除外・減額措置	州により適用除外の規定が異なる。(家政婦, 住み込み介護労働者, 農業労働者, テレワーカー, 酒類給仕係, 管理職等, 訓練・就業体験期間中のもの, 障がい者, 若者, 学生など)	雇用契約の下で働く全雇用者に適用。1992年から週13時間未満労働のパートタイム労働者にも適用。若年者の減額率 22歳:15%減 21歳:27.5%減 20歳:38.5%減 19歳:47.5%減 18歳:54.5%減 17歳:60.5%減 16歳:65.5%減 15歳:70%減	公共部門の雇用者, 見習労働者, 訓練生は適用除外。若年者の減額率 20歳:6%減 19歳:12%減 18歳:18%減 17歳:24%減 16歳以下:30%減	民間企業雇用者のみに適用。公共部門は政府によって別途賃金水準が決められる。減額措置はなし。	訓練生は10～30%減。若年者に対する減額措置はなし。
労働協約拡張適用制度	ケベック州のみあり	あり	あり	あり	あり

資料出所 カナダ:各州労働省, オランダ:政府, ベルギー:社会対話省, ギリシャ:労働社会保障省, スペイン:雇用社会省, 各ウェブサイト

5 賃金・労働費用

第5-18表 最低賃金制度（続き）

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	ポルトガル	韓国	中国	マレーシア
最低賃金額	530ユーロ/月 (2016年1月～)	6,470ウォン/時間 (2017年1月～)	1,890元/月 (北京市・2016年9月～)	1,000リンギ/月 (半島部11州), 920リンギ/月 (サバ, サラワク州) (2016年7月～) ²⁾
改定	政労使による経済社会委員会の意見を聴いた後、物価動向、経済状況に応じて政府が法令により改定。	毎年政労使からなる最低賃金委員会の審議・議決を経て労働部長官が決定(毎年8月5日までに労働部長官が審議会の答申を受けて決定)。適用時期は毎年1月1日。	全国統一のものではなく、具体的基準は省・自治区・直轄市の人民政府が規定。政府人力資源・社会保障部が定める「最低賃金規定」により、各地は少なくとも2年に1回は最低賃金を改定する必要がある。	政府と有識者で構成される全国賃金審議会による報告を踏まえて政府が決定。改定頻度は2年に1回が原則。
影響率等	フルタイム雇用者の4.0%(2005年末)	全体の17.4%(336万人)	—	—
適用除外・減額措置	軍人は適用除外。18歳以下は25%減。このほか家事労働者、障害者、見習労働者も減額される。	同居する親族のみを使用する事業及び家事使用人、精神又は身体の障害により労働能力が著しく低い者、その他最賃適用が適当でないと認められる者は適用外。修習使用期間中は最賃額の90%適用の減額措置あり(1年未満の契約労働者除く)。	学生アルバイトは適用除外。	家事労働者は適用除外。(公務員、法定機関職員は制度の対象としていない)
労働協約拡張適用制度	あり	なし	なし	なし

資料出所 ポルトガル:EU財団, 韓国:雇用労働部, 最低賃金委員会, 中国:人力資源・社会保障部, マレーシア:首相府, 人的資源省, 各ウェブサイト

(注) 2) 2016年6月までは、半島部11州900リンギ、サバ、サラワク州800リンギ。

	タイ	インドネシア	フィリピン	インド
最低賃金額	310バーツ/日 (バンコクなど7県、 2017年1月～)	3,355,750ルピア/月 (ジャカルタ特別州・ 2017年1月～)	非農業: 491ペソ/日、 農業: 454ペソ/日 (マニラ首都圏・2016 年6月～) ³⁾	374.00ルピー/日(デ リー・未熟練労働者、 2016年10月～)
改定	政労使からなる全国 賃金委員会(委員長: 労働次官)が日額最 低賃金額を審議して 政府に答申、閣議の 承認を経て決定。職 種別最賃もあり。	「最低生活水準」 (KHL, 単身の労働者 が1か月間に適正な生 活を送るのに必要な 費用)を踏まえ、州知 事令で決定。KHLは5 年に1回、政労使三者 構成の審議会で見直 す。最賃の前年から の上昇幅は、インフ レ率と経済成長率を基 にした計算式を用い て自動的に算出。必 要に応じ県、市単位 の最賃額を決めるこ ともできる。各地域 ごとに業種別最賃の併 用も可能。	17の地域ごとに設置 された政労使からなる 地域三者賃金生産性 委員会(PTWPB)がそ れぞれ当該地域の最 賃を改定。不服のある 関係団体は、政労使 からなる国家賃金生 産性委員会に不服申 立が可能。	全国一律(中央政府: 52職種)と地域別(28 州・7中央直轄領等: 1,754職種)の最賃あ り(2013年)。審議会 方式と公示方式のい ずれかにより決定。審 議会方式では中央政 府又は州政府に政労 使三者構成の公正賃 金委員会が設置され、 審問が行われた後に 答申、この答申に基 づき政府が決定する。 5年を超えない期間ご とに見直し。
適用除外・減額 措置	中央・地方の行政機 関、農業、国営企業等 は適用除外。	企業規模10人未満、 土地と建物を除外した 純資産額2億ルピア 未満等の企業につい ては、25%を限度とし て減額。経営不振で 最賃支給が不可能な 企業は、最賃が発効 する10日前までに当 該地域の労働移住局 を通じて知事に免除 を申請することが可 能。	家事労働者、個人用 運転手、共和国法 9178号に基づく資格 を有する村落零細企 業に正式に登録され た労働者は適用除 外。ベッド数100以 下の民間病院、従業員 15人以下の小売・ サービス業の事業所、 常用従業員10人未 満の製造業事業所は、 農業と同じ454ペソ/ 日。最低賃金労働者 の所得税は免除。	全ての施設に適用さ れるものではなく、最 低賃金法別紙におい て特定された産業施 設およびその後に通 達によって追加され た産業施設における 労働者が対象となる。
労働協約 拡張適用 制度	なし	なし	なし	なし

資料出所 タイ:労働省、インドネシア:労働省、フィリピン:労働雇用省、インド:労働・雇用省、デリー政府直轄地、各ウェブサイト

(注) 3) 最賃には緊急生活手当(COLA)30ペソが含まれている。同COLAは2014年1月から半額15ペソが基本賃金に組み込まれた。

5 賃金・労働費用

第5-18表 最低賃金制度（続き）

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	ベトナム	ミャンマー	ラオス	カンボジア
最低賃金額	3,750,000ドン/月 (第1地域: ハノイ, ホーチミンなどの経済開発が進んだ地域, 2017年1月～)	3,600チャット/日 (全国一律, 2015年9月～)	900,000キープ/月 (全国一律, 2015年4月～)	153ドル/月 (全国一律, 衣料・はき物製造業の工場労働者が対象, 2017年1月～)
改定	民間企業に適用される地域別最低賃金は、政労使三者構成の国家賃金評議会が改定案を政府に提出、政府はこれを参考に改定額を決め政令で交付。地域は経済発展の状況に応じて4地域に分けている。改定は原則年1回。経済情勢により例外あり。公共部門には別途「一般最低賃金」が定められている。	政府(閣僚級)や産業別労働者・使用者などで構成される最低賃金策定に関わる国家委員会により決定。2013年に最低賃金法が制定され、15年6月に初めて最賃額が決定した。	労働社会福祉省、ラオス労働組合連合、ラオス商工会議所の三者で構成される諮問委員会により決定。改定時期は不定期だが従来は3～4年に1度。	政府、使用者、労働者の代表28名から成る労働・職業訓練省労働諮問委員会により決定。
適用除外・減額措置	規定なし	15人未満の零細企業。本採用以前の技術研修期間の労働者、技術研修期間終了後の試用期間の労働者。経済特区(SEZ)内について特例条項あり。	国際機関や大使館で就労する労働者。	衣料・はき物製造業の工場労働者が対象。試用期間の労働者は適用除外。
労働協約拡張適用制度	なし	なし	なし	なし

資料出所 ベトナム:労働傷病兵社会省, ミャンマー:労働・雇用・社会保障省, ラオス:労働社会福祉省, カンボジア:労働職業訓練省, 各ウェブサイト